

# 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務に係る公募型プロポーザル実施要項

## 1 趣旨

この要項は、平群航路有限会社が発注する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）への共有船建造申込業務の実施業者を選定するため、公募型プロポーザル方式による手続について必要な事項を定めるものとする。

## 2 本業務の概要

### (1) 業務名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務

### (2) 業務内容

- ア 鉄道・運輸機構へ共有船建造の申込みを行うために必要な書類等の作成
- イ 中国運輸局へ事業計画変更等の申請を行うために必要な書類等の作成

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年12月24日まで

### (4) 共有船建造予定価格の上限

825,677,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

## 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、公告時点で次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告の日から本業務の契約締結日までに、市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税及び市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (6) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条の規定に基づく施設の新設等の許可及

び同法第6条の規定に基づく船舶の製造事業等の開始届を有していること。

(7) 次に掲げる施設及び技術者等を有する者であること。

ア 過去10年以内において旅客船兼自動車航送船の建造の実績があり、かつ、過去10年以内において鉄道・運輸機構との共有船舶の建造実績があること。

イ 船舶建造施設

(ア) 当該船舶の建造を行う施設を国内に有すること。

(イ) 当該船舶の建造に必要な自社所有の船台又は船渠を提供できること。

(ウ) 当該船舶の建造に必要な自社所有の工場（ドックハウスを含む）、機器類等を提供できること。

ウ 船舶設計技術者

当該船舶の設計及び建造を自社で実施でき、次に掲げる何れかの技術者を有すること。

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、15年以上の実務経験を有する技術者

(イ) 学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、20年以上の実務経験を有する技術者

(ウ) 上記以外の技術者にあっては、国内外における(ア)、(イ)と同等と認められる学歴、経験を有していること。

エ 船舶建造技術者

当該船舶の建造に必要な、次に掲げるいずれかの技術者を提供できること。

(ア) 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、15年以上の実務経験を有する技術者

(イ) 学校教育法による高等学校において、造船、機械又は電気に関する学科を修得して卒業した後、鋼製船舶の建造又は修理・改造に関して、20年以上の実務経験を有する技術者

(ウ) 上記以外の技術者にあっては、国内外における(ア)、(イ)と同等と認められる学歴・経験を有していること。

オ 納入後のメンテナンス体制

建造船舶の故障又は異常時に対応するため、船舶納入後においても、十分なアフターサービス及びメンテナンス体制を確保すること。

#### 4 スケジュール

|    | 内容                                | 日程            |
|----|-----------------------------------|---------------|
| 1  | プロポーザル公募開始<br>ホームページで手続の開始を公表     | 令和7年12月4日（木）  |
| 2  | 参加表明書提出期限                         | 令和7年12月19日（金） |
| 3  | 参加資格確認結果通知                        | 令和7年12月26日（金） |
| 4  | 質問書受付期限                           | 令和8年1月9日（金）   |
| 5  | 質問と回答の公表                          | 令和8年1月23日（金）  |
| 6  | 技術提案書の提出期限                        | 令和8年2月4日（水）   |
| 7  | 審査実施日（プレゼンテーション及びヒアリング）<br>※選定委員会 | 令和8年2月18日（水）  |
| 8  | 審査結果通知                            | 令和8年2月25日（水）  |
| 9  | 申込協定締結（事業者と平郡航路）                  | 令和8年2月末       |
| 10 | 業務開始（共有建造申込）                      | 令和8年2月末       |

※本スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

#### 5 プロポーザルの参加申請手続

プロポーザルに参加しようとする者は、以下のとおり書類を提出すること。

##### （1）提出書類

- ア 参加表明書（様式1）
- イ 造船所事情（様式2）
- ウ 船舶建造実績調書（様式3）
- エ 建造工事工程表（様式4）
- オ 船舶設計技術者調書（様式5）
- カ 船舶建造技術者調書（様式6）
- キ 納入後のメンテナンス体制調書（様式7）
- ク 納税証明書（原本）

##### （ア）市町村発行の納税証明書

本社所在地の市区町村役場（特別区にあっては都税事務所）発行の「法人市（町・村）民税（特別区にあっては法人都民税）」納税証明書及び固定資産税納税証明書

##### （イ）税務署発行の未納税額がないことの証明「納税証明書（その3）」（「消費税

及び地方消費税」及び「法人税」納税証明書)

ケ 登記事項証明書（原本）

コ 印鑑証明書（原本）

サ 決算書（直前1期分）

シ 会社経歴書

ス 労働保険料及び社会保険料の納入済領収書の写し（直近1年分）

セ 障害者雇用状況報告書の写し

※ 法定雇用障害者が1人以上になる規模（56人以上）の事業者（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第5項、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第7条及び第8条の規定に基づき、障害者の雇用が義務付けられた事業者）を対象とする。

## （2）提出方法

ア 持参の場合

市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送の場合

（ア）簡易書留郵便等の送付記録が残る方法により送付し、提出期限日までに必着とする。

（イ）封書に「（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務関係書類在中」と記載すること。

## （3）提出先

〒742-8714

山口県柳井市南町一丁目10番2号

柳井市経済部商工観光課

## （4）提出期限

令和7年12月19日（金）

## （5）参加資格確認結果通知

柳井市経済部商工観光課において、参加申請書兼誓約書等により本プロポーザルの参加資格の有無を確認し、参加資格確認結果通知書をFAX又は電子メールで申請者に通知する。

## 6 質問及び回答について

質問がある場合は、質問書（様式8）に質問内容を記入し、次のとおり提出すること。

なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は、受け付けない。

### （1）提出方法・提出先

電子メール又はFAXの方法によること。

電子メール shokokanko@city-yanai.jp

FAX 0820-23-7474

※表題に「(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務プロポーザル 質問(事業者名)」と明記すること。また、送信後に電話で到着確認を行うこと。

(2) 質問の受付期限

令和8年1月9日(金)

(3) 回答方法等

ア 市ホームページにおいて、質問事項及び回答内容を掲載する。

イ 質問に対する回答については、本要項(新造船基本計画書含む)と一体のものとして効力を有するものとするため、質問の有無にかかわらず、回答を確認のこと。

ウ 回答に当たっては、全ての質問を公表するが、質問者名は、公表しない。

## 7 技術提案書の提出手続

審査(プレゼンテーション及びヒアリング)に参加する者(以下「参加者」という。)は、以下のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 技術提案書(様式9)

イ 工事内訳書(様式10)

ウ 添付資料

(ア) 仕様書

公告添付資料「新造船基本計画書」を参考に、比較評価可能な内容とすること。

(イ) 一般配置図(室名等が明記されたもの)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」の基準に適合しているかを確認すること。

(ウ) 着岸検討図(旅客の乗下船、車両の乗下船、岸壁との高低差がわかるもの)

(エ) 航海速力検討図

(オ) バリアフリー施設配置図

(カ) その他資料(簡易な検討書)

a 初期総トン数説明書

b 初期載荷重量説明書

c 初期重量重心トリム説明書

d 初期速力馬力説明書

- e 初期旅客定員検討書
- f 初期復原性説明書
- g 初期車両搭載検討書（電源供給場所についても記載すること）

(2) 提出部数

- ア 正本 1部
- イ 副本 6部

(3) 提出方法

ア 持参の場合

市役所閉庁日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送の場合

(ア) 簡易書留郵便等の送付記録が残る方法により送付し、提出期限日までに必着とする。

(イ) 封書に「(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務関係書類在中」と記載すること。

(4) 提出先

〒742-8714

山口県柳井市南町一丁目10番2号

柳井市経済部商工観光課

(5) 提出期限

令和8年2月4日（水）必着

## 8 審査の方法

(1) 審査委員会の設置

(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込業務実施業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) 審査方法

提出された提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、選定委員会委員（以下「委員」という。）が評価基準に基づき、提案の優劣を判定する。

(3) プrezentation

ア 実施予定日 令和8年2月18日（水）

イ 開催時間及び会場 ※別途通知

ウ 方法

(ア) プrezentationは技術提案書による提案説明とする。

(イ) プレゼンテーションの時間は提案説明20分、質疑40分の合計60分とする。

(ウ) パソコン及び接続ケーブルを使用する場合は、参加者で用意すること（プロジェクター及びスクリーンは、評価委員会が用意する。）。

## エ 評価項目及び評価基準

別紙「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船舶建造申込に係る公募型プロポーザル評価基準」のとおり。

## オ 注意事項

(ア) 説明は、提出された提案書に沿って行うこととする。

(イ) プレゼンテーションは、非公開とする。参加者による会場内での録音・録画は認めない。

(ウ) 通知した時間までに出席しない場合は、プロポーザルへの参加意思がないものとみなす。

(エ) プレゼンテーションを行う順番は、原則として参加表明書の受付順とする。

(オ) 参加者の数が1者である場合にも審査を行う。

## カ 結果の通知及び公表

審査結果は、審査の対象となった全ての参加者に文書で通知するとともに、電子メールで行う。なお、審査結果についての異議申立てはできないものとする。また、審査結果については、市ホームページにおいても公表する。

## 9 協定締結について

審査完了後、選定した優先交渉権者の提案を踏まえて、技術提案書等の内容について必要な調整を行い、「(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構共有船建造申込協定」を締結する。

## 10 その他

(1) 技術提案書の提出は、参加者1者につき1提案とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルに係る選定業務以外には使用しない。

(4) 参加者は、本プロポーザルで知り得た情報等について、他に漏らしてはならず、その職を退いた後も同様とする。

(5) 参加者は、実施要領等の内容や審査事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(6) 提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。

- (7) 技術提案書に記載された内容のうち、特許又は実用新案等にかかる事項については、特記事項として特許又は実用新案等の所属を記載すること。また、当該特許又は実用新案等を、今回の共有船舶において他の提案者が当該特許又は実用新案を使用する場合の条件についても記載すること。
- (8) 優先交渉権者と決定された者を対象として、技術提案書等の内容を協議した上で本業務を実施する相手方を決定するため、優先交渉権者の決定を以て参加者の提案内容を全て了承するものではなく、また、本業務を実施する相手方を決定するものではない。
- (9) 選定後又は協定締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取消し又は協定を解除することがある。
- (10) 優先交渉権者が協定締結までの手続期間中に失格となった場合又は優先交渉権との契約に係る協議が不調となった場合は、次順位者と契約に係る協議を行う。
- (11) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。
- ア 本要項に定める手続等に適合しない場合
  - イ 提出書類に虚偽があった場合
  - ウ 本プロポーザル公募開始後、本業務に関することで委員に接触を求めた場合
  - エ 提案見積の金額が「2の（4）業務委託契約の概算予定価格の上限」を超える場合
  - オ 提案見積の金額が市場価格と比較して著しく安価であり、当該金額に基づいて適切に業務を行えるかという点について、信頼性を欠くものと選定委員会が判断した場合
  - カ プレゼンテーションに遅刻・欠席した場合。ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。
  - キ その他審査委員会において不適当と認められた場合

## 11 担当部局

柳井市経済部商工観光課

住所 〒742-8714

山口県柳井市南町一丁目10番2号

電話 0820-22-2111（内線363）担当：地久里、峠

FAX 0820-23-7474

電子メール shokokanko@city-yanai.jp